

「科学技術の良心 — 国際生命倫理から見た —」（第 2 回）

20150720 G S 研究科 位田隆一

コメントより

- 1) 代替エネルギーないままの原発廃止と今の便利な生活は捨てない＝良心の葛藤？
- 2) 科学者も利用者もともに良心の意識を持たなければ、悪に走ってしまう
- 3) 科学の良心の本質は、科学技術が善にも悪にも動く「流動性」にある。
- 4) 環境問題は、先進国には過去の反省だが 途上国には発展の妨げ
- 5) 科学技術は、プラスとマイナスの両面を把握・認識して、受け入れるべき。
- 6) 科学技術への不振の一因は、科学者が分かりやすく説明しないこと
- 7) 良い科学と悪い科学との線引きは科学者と非科学者と一緒に考えるべき
- 8) 良心は地域によって異なる
- 9) 人体実験は死刑囚でやればよい
- 10) 科学技術分野では良心は発展を妨げる。良心以外の考え方・基準が必要では？

誰が科学技術の良心を考えるのか？

1. 科学者の良心 = 「研究の自由」に基づく
研究者の真理探究という自覚
科学コミュニティにおける共通の基準での研究競争
科学研究は社会の中でこそ意味がある
例：医学における臨床研究不正
2. 利用者の良心
今日の前にある使える科学技術を使わないで、という良心
例：新しい出生前診断技術
科学者が良心に従って作り出した成果を使う、という良心
⇒科学技術を使うことにより、さらに科学技術を発展させるアイデアを生む
3. 国の政策としての科学技術
＝国は国民の幸福を目的とする政策を定め実施するという「良心」
しかし、国の科学技術政策は誰が決めるのか
例：再生医療＝日本経済の再生（アベノミクスの3本の矢）

最近のもう一つの例—生命倫理の問題から

- 「NIPT」（Non-Invasive Prenatal Genetic Testing）新型無侵襲出生前診断
母親の血液のみで胎児の細胞や染色体、DNAを検出して疾患、異常、奇形を診断
従来＝超音波検査（ある程度成長しなければ探知できない）
母体血清マーカー検査（確率が NIPT より低い）
羊水検査（胎児に傷つける可能性）
NIPT＝血液採取のみで胎児に侵襲の危険性なし＋診断の確率が高い
目的＝13トリソミー、18トリソミー、21トリソミー（ダウン症）の診断
結果⇒陽性と判断された親の90%以上が人工妊娠中絶
問題＝従来より安全で効果的な手法を用いて、安易に中絶につながる検査
胎児に疾患や異常、奇形があるからといって、中絶してもよいか
母体保護法14条：身体的又は経済的理由で母体の健康に著しい危険があるとき
Wrongful birth（知っていれば産まなかった）と Wrongful life（生まれなければこんな苦悩や苦痛はなかったのに）
胎児の状態を理由にした中絶は「悪」か、母親の生殖の権利（Reproductive Rights）か？